栗原市小規模特認校制度について

豊かな自然環境

地域の教育力・・・・・少人数での教育

栗原市小規模特認校制度とは

栗原市の花山小学校では、豊かな自然環境や地域の教育力の中で、少人数での教育のよさを活かし 一人一人の児童に目の行き届いた教育を展開しています。こうした恵まれた教育環境の中で、生きる 力や豊かな人間性を培いたい、個性を伸ばしたいという保護者の方や本人の希望があれば、居住地を 変更することなくどこからでも花山小学校に入学・転学できる制度が、栗原市小規模特認校制度です。

花山小学校ではこんな教育活動を行っています



地域の沢で沢遊び



地域のお年寄りと交流



きめ細やかな学習指導



校庭でそり遊び



伝統体験・ぶちあわせ太鼓



地域の産業を学ぶ(林業)

令和4年度の児童数・学級数

学 年	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	特別支援	合 計
男	1	0	1	1	0	0	0	3
女	0	1	1	2	3	0	0	7
計	1	1	2	3	3	0	0	1 0

小規模特認校(花山小学校)に関するQ&A

Q 「小規模特認校」制度とは、どんな制度ですか。

A 「小規模特認校」制度とは、学校選択制のひとつであり、特定の学校について、居住地に関わらずに就学を認める制度です。 栗原市では平成25年度より花山小学校を特認校に指定しています。花山小学校は、豊かな自然環境と地域の教育環境に恵まれ、子供たち一人一人を確実に伸ばす特色ある教育活動を行っています。このような教育を自分の子どもに受けさせたいという保護者の希望、こんな学校で学んでみたいという児童の希望がある場合には、従来の学区を超えて花山小学校に入学・転学することができます。



花山小学校から望む花山湖

Q 転入学はいつでもできるのですか。

A 平成25年4月1日から随時、申請を受け付けています。

Q 栗原市外からの転入学も可能ですか。

A 栗原市外にお住まいの方も対象としています。



Q 入学申請はどのようにするのですか。また、入学の承認はどのように行われますか。

A 栗原市内にお住まいであれば、栗原市教育委員会(学校教育課)に「栗原市小規模特認校(入・ 転)学申請書」がありますので、それに書き込んで栗原市教育委員会に提出してください。申請 書の内容の審査、そして児童・生徒、保護者との面接の上で入学を承認するかどうかを決定しま す。

栗原市外にお住まいであれば、花山小学校への入学は、他の市町村にある学校への就学(区域外就学)となりますので、まず、「栗原市小規模特認校(入・転)学申請書」の提出を行ってください。栗原市教育委員会と、今お住まいのところの教育委員会との間で「協議」を行った後、総合的に判断して、入学を承認するかどうかを決定することになります。

Q 入学申請書はどこにありますか

A 栗原教育委員会学校教育課及び花山小学校にあります。

Q 申請先はどこですか。

A 栗原市教育委員会学校教育課及びお近くの各総合支所市民サービス課で申請を受け付けます。花山小学校での申請はできません。



一桧山散策

Q 入学の承認、不承認はどのように知らされますか。

A 入学を承認する場合には、「栗原市小規模特認校(入・転)学許可書」を、承認しない場合には 「栗原市小規模特認校(入・転)学不許可通知書」を保護者宛に送付いたします。

Q 承認、不承認の決定までに要する時間はどれくらいですか。

A 入学申請書の提出を受け、児童・生徒、保護者との面接を終えてから速やかに行います。(約1~2週間ほどで保護者あてに通知します。)

ただし、入学承認後に、(入・転)学申請書の内容、面接時の内容が、事実と相違していると認められるときは、入学の承認を取り消すこともあります。

- Q 誰でも転入学できるのですか。何か条件はありますか。
- A 児童・生徒が通学できること、学校生活のきまりを守れることが条件になります。 また、保護者が小規模特認校(花山小学校)の教育活動に賛同し協力していただけること、通学 は保護者の責任と負担で行うこと、原則として1年以上の通年通学をすること、この条件を守っ

なお、身体的条件として障害がある場合は、小規模特認校指定の趣旨と違ってきますので、原則として認められません。

Q 転入学を認める児童・生徒数に制限(定員)はありますか。

ていただけるのであれば、誰でも転入学することができます。

- A 花山小学校については、10名程度を予定しています。
- Q 制限(定員)を超える申請があった場合はどうするのですか。
- A 人数により検討いたしますが、入学申請が多数になる場合は 抽選等を行うこともあります。



インラインスケート教室

- Q 通学距離の制限はありますか。
- A 通学距離の制限はありません。ただし、通学は保護者の責任でお願いします。
- Q 通学の方法はどのようになりますか。
- A 保護者の車による送迎か、公共交通機関を利用することになります。
- Q 花山小学校はかなり遠いので、花山地区に住んで通学することは可能ですか。
- A 可能ですが、アパートや借家は保護者の方で探していただくことになります。また、下宿等の斡旋も現在のところ行う予定はありません。
- Q 特認校入学を希望する児童・保護者を対象とした説明会を実施しますか。
- A 説明会は特に設定はしておりませんが、希望があれば随時見学や説明をいたします。
- Q 事前に花山小学校の参観(見学)をすることはできますか。
- A いつでも学校参観を受け入れています。

学校参観の希望がある場合には、事前に次のところにご連絡ください。



栗原市教育委員会学校教育課 電話 0 2 2 8 (4 2) 3 5 1 2栗原市立花山小学校 電話 0 2 2 8 (5 6) 2 2 5 0



- Q 就学の時期は毎年4月1日と定められていますが、年度途中の就学は可能ですか。
- A 特認校の見学や体験入学等により就学を希望する保護者には、「小規模特認校(入学・転学)申請書」を教育委員会へ提出してください。教育委員会は保護者との面接、学校との協議のうえ、 年度途中の就学が妥当と判断される場合には、入学を承認します。
- Q 事情により卒業まで就学できなくなった場合の手続きはどうするのですか。
- A 栗原市内での指定の変更の場合は、保護者からの申出書(任意様式)を教育委員会へ提出していただき、本来の学区へ戻ることとなります。

市外からの区域外就学の場合は「学齢児童生徒の退学について(届出)」を学校長あてに提出してください。学校長が「学齢児童生徒の退学について(通知)」を教育委員会あてに提出し、教育委員会から住所地の教育委員会へ通知し、住所地の学校に戻ることになります。

- Q 特認校に入学した場合、地区の子供会活動はどうなるのでしょうか。
- A 特認校に入学しても、現にお住まいの地区の子供でもあるので、その地区の中でご相談ください。
- Q 花山小学校に入学する場合、中学校への進学はどうなりますか。
- A 原則として居住地域の中学校となります。
- Q 栗原市の他の学校では実施しないのですか。
- A 栗原市の他の学校での実施の予定はありません。栗原市教育委員会で小規模特認校に指定しているのは、花山小学校だけです。
- Q 今の花山小学校の児童数は何人ですか。 令和4年度の花山小学校の児童数は10名で、令和5年度は11名となる見込みです。
- Q 花山小学校の特色は何ですか。
- A 豊かな自然環境や小規模の特長を生かし、一人一人の子どもの個性を大切にした教育活動を展開 しています。地域との交流や合同行事も多く地域と連携した教育(協働教育)を推進しています。



花山小学校の春



御駒山登山



ハタケシメジ栽培



婦人会との交流



さくら岡祭り



世代間交流



一迫小とビデオ会議



青森リンゴ農家との交流



校庭に現れるカモシカ

【 問い合わせ先 】

栗原市教育委員会学校教育課

〒989-5171 栗原市金成沢辺町沖200番地【金成庁舎2階】 電話 0228-42-3512 FAX 0228-42-3518 メールアドレス gakkokyoiku@kuriharacity.jp